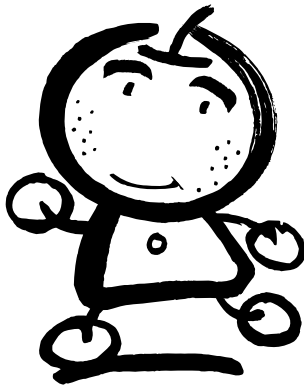
第 4 章

04

令和 11（2029）年度の成果目標（数値目標）



第４章　令和11(2029)年度の成果目標(数値目標)

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に向け、国の基本指針*を踏まえ、令和11(2029)年度を目標年度として次のとおり8項目の成果目標を設定します。

1　福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針*(令和9(2027)年度から令和11(2029)年度)

・令和7(2025)年度末時点の施設入所者数の 6%以上を、令和11(2029)年度末までに地域生活へ移行する。
・令和11(2029)年度末の施設入所者数を、令和7(2025)年度末時点から 5%以上削減する。
・令和8(2026)年度末時点で前期計画の目標が未達成となる見込みの場合は、その未達成割合を上乗せして目標を設定する。

≪市の目標≫

項　目	目標値	考え方
令和７（２０２５）年度末の施設入所者数（A）	２４人	
地域生活移行者の増加	３人 6%以上	（A）のうち、令和１１（２０２９）年度末までに地域生活に移行する人の数（令和８（２０２６）年度末達成割合を上乗せ）
施設入所者の削減	３人 5%以上	令和７（２０２５）年度末時点から令和１１（２０２９）年度末時点における施設入所者の削減数

市の現状と課題

前計画では、施設入所者の高齢化や、本人・家族が慣れ親しんだ生活環境を望むこと、環境変化への不安などから、地域生活への移行が進みにくいことが課題となっています。

白井市障害者計画 2026-2032・第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画策定のための基礎調査報告書(以下「基礎調査」という。)では、知的障がいのある人が地域で自立して暮らすために特に力を入れてほしいものとして「グループホーム」が 41.2%と最も高くなっています。事業所ヒアリングでも、選択できるグループホームの拡充が望まれています。

本人の意向を丁寧に確認しながら、必要な支援が提供できるグループホーム等の住まい、日中活動、相談支援、緊急時支援を一体的に確保することが課題となっています。

目標値達成のための方策

・本人・家族の意向を把握したうえで、施設、相談支援事業所、市基幹相談支援センター*、地域生活支援拠点等*が連携し、地域移行の対象者を継続的に把握します。
・グループホーム等の住まいの確保について、市内外の空き状況や重度障がい・強度行動障がい*・医療的ケアへの対応状況を把握し、事業者への情報提供や参入促進を行います。
・地域移行支援、自立生活援助、日中活動、緊急時支援等を組み合わせ、体験利用から地域生活への移行、移行後の地域定着まで切れ目なく支援します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

国の基本指針*（令和9（2027）年度から令和11（2029）年度）

・退院後 1 年以内の地域における平均生活日数を 319.3 日以上とする。
・精神病床における 1 年以上長期入院患者数は、国の算定式により令和11（2029）年度末の目標値を設定する。
・退院患者の 30 日以上の再入院率を、退院後 90 日時点 10.3%以下、180 日時点 17.4%以下、365 日時点 25.7%以下とする。
・心のサポーター数は令和 15 年度末 100 万人を目指す国目標を踏まえ、都道府県人口を勘案して設定する。住民のこころの状態は K6*で把握・評価する。（※心のサポーター：こころの病気を持つ人に対する差別や偏見を持つことなく共生できる風土づくりや、こころの不調の早期発見やサポートに役立つ、知識や方法についての研修を受講した人）

≪市の目標≫

項　目		単位	令和９年度（２０２７）	令和１０年度（２０２８）	令和１１年度（２０２９）
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数		回／年	3	3	3
保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者数		人／回	22	23	23
参加者の内訳	保健	人／回	2	2	2
	医療（精神科）		7	7	7
	医療（精神科以外）		1	2	2
	福祉		7	7	7
	介護		3	3	3
	当事者		1	2	2
	家族等		2	2	2
心のサポーター養成研修*実施		回／年	検討	１回	１回
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		回／年	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者		人/月	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者		人/月	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者		人/月	34	39	45
精神障がい者の自立生活援助の利用者		人/月	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者		人/月	7	7	7
精神障がい者の短期入所の利用者		人/月	1	1	1

市の現状と課題

しろいメンタルサポートネットワーク*連絡会等の協議の場を設け、精神障がい者の地域課題を協議していますが、地域移行支援・地域定着支援を担う相談支援事業所の確保や制度周知が課題となっています。

基礎調査では、精神障がいのある人が地域で自立して暮らすために「経済的支援」を求める割合が 44.9%と最も高くなっています。また、悩みを相談する場所がないと回答した人のうち、相談場所が分からないと回答した人も多くみられます。団体ヒアリングでは精神障がいへの偏見の解消も課題として挙げられています。

さまざまな立場の関係機関が協働し、包括的な支援体制の強化が必要となっています。

目標値達成のための方策

・協議の場を継続し、保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等が地域課題と目標の達成状況を共有・評価します。
・精神科医療機関、相談支援事業所、市基幹相談支援センター*等の連携を強化し、地域移行支援・地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助等の利用につなげます。就労支援や住まいの確保、相談窓口の周知、精神障がいへの理解促進を進め、地域で安心して暮らせる包括的な支援体制を整えます。
・心のサポーター養成研修*については、市で実施する既存のメンタルヘルスに関する講座（ゲートキーパー*養成講座、こころサポーター養成研修*等）と連携しながら、より多くの市民がこころの病気や障がいについての理解を深められるよう、効果的な開催方法を検討し、実施します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針*（令和9（2027）年度から令和11（2029）年度）

・一般就労への移行者数を令和 6（2024）年度実績の 1.31 倍以上とする。

・就労移行支援事業は令和 6（2024）年度実績の 1.14 倍以上、就労継続支援A型事業はおおむね 1.52 倍以上、就労継続支援B型事業はおおむね 1.67 倍以上の一般就労移行を目指す。

・一般就労移行割合 50%以上の就労移行支援事業所を全体の 50%以上とする。

・就労定着支援事業の利用者数を令和 6（2024）年度実績の 1.47 倍以上、就労定着率 70%以上の事業所を全体の 25%以上とする。

・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を 1 事業所以上確保する。

≪市の目標≫

項目		単位	令和6年度（2024）実績	目標値	考え方
一般就労への移行者数		人	14	19	令和6（2024）年度実績の1.31 倍以上
	就労移行支援からの一般就労移行者数	人	9	11	令和6（2024）年度実績の1.14 倍以上
	就労継続支援A型からの一般就労移行者数	人	1	2	令和6（2024）年度実績のおおむね 1.52 倍以上
	就労継続支援B型からの一般就労移行者数	人	3	6	令和6（2024）年度実績のおおむね 1.67 倍以上
就労定着支援事業の利用者数		人	13	20	令和6（2024）年度実績の1.47 倍以上
一般就労移行割合 50%以上の就労移行支援事業所		%	100	100	50%以上
就労定着率 70%以上の就労定着支援事業所		%	100	100	25%以上
就労選択支援事業所				1	協議会設置圏域ごとに1 事業所以上

市の現状と課題

前計画では、福祉施設から一般就労への移行者数や就労定着支援の利用割合が目標を下回る状況があり、一般就労後の定着を含めた支援の強化が課題となっています。

基礎調査で、就労・訓練・教育面については、精神障がいのある人の 33.5%が「就労の場の確保・開拓」、27.8%が「就労に関する相談と支援」を求めています。

団体ヒアリングでも、市内企業の人事担当者等との連携や工賃向上の必要性が挙げられています。本人の希望や適性に応じた就労先の開拓、就労支援機関・企業との連携、一般就労後の定着支援を一体的に進めることが課題となっています。

目標値達成のための方策

・就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、就労定着支援の障害福祉サービスを本人の希望・適性に応じて活用できるよう、相談支援事業所、ハローワーク、就労支援機関、特別支援学校、企業等との連携を強化します。

・市内企業への障がい者雇用の理解促進と職場開拓を進めるとともに、一般就労後も生活面を含めた定着支援を継続します。

・就労継続支援事業所については、受注機会の拡大や工賃向上につながる取組を支援します。

・就労選択支援、就労移行支援、就労定着支援事業所の市内参入を推進するとともに、市地域自立支援協議会*が開催する就労相談会などの活用を推進します。

4 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針*（令和9（2027）年度から令和11（2029）年度）

・令和11（2029）年度末までに各市町村で、児童発達支援センターの４つの中核的支援機能を確保する。

・インクルージョン*推進のため、保育・子育て支援・教育等の関係機関が連携する協議の場を各市町村又は圏域に設置する。

・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保する（圏域可）。

・各市町村で医療的ケア児*等支援の協議の場を設置し、コーディネーターを配置する。

・各市町村又は圏域で、障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制を確保する。

≪市の目標≫

・成果目標

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの中核的支援機能	４機能を確保	白井市こども発達センターを中核に、発達・家族支援、事業所支援、インクルージョン*推進、相談の４機能を確保する。
インクルージョン*推進の協議の場	設置	保育・子育て支援・教育等の関係機関との協議の場を設置する。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス	各サービス１か所以上（圏域（※））	圏域内（※）で1か所以上確保する。
医療的ケア児*等支援の協議の場	設置	保健・医療・障がい福祉・保育・教育・防災等の連携を確保する。
医療的ケア児等コーディネーター*	配置	市又は圏域で支援を総合調整するコーディネーターを配置する。
関係機関との連携体制を確保した上で、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制の確保	確保	障害児相談支援を利用していない場合も含め、切れ目のない相談支援体制を確保する。

圏域：印旛圏域（印西市、栄町、佐倉市、酒々井町、白井市、富里市、成田市、八街市、四街道市）

・活動指標

項　目	単位	令和９年度（２０２７）	令和１０年度（２０２８）	令和１１年度（２０２９）
医療的ケア児*等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	3	3	3
ペアレントトレーニング*やペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	8	8	8
ペアレントメンター*人数	人	1	1	1
ピアサポート*の活動への参加人数	人	2	2	2

市の現状と課題

前計画では、市こども発達センターを児童発達支援センターとして設置し、中核的に、関係機関の情報共有や医療的ケア児*支援連絡会、医療的ケア児等コーディネーター*配置を進めてきました。その一方で、重症心身障がい児を支援する事業所の確保や、福祉サービスにつながっていない医療的ケア児*の把握が課題となっています。

基礎調査では、障がい児の新規・増量希望サービスは放課後等デイサービスが 47.9%と最も高く、さらに障害児通所支援事業所や行政に求めることでは「支援の専門性や質の向上」が 57.9%と最も高くなっています。

事業所ヒアリングにおいて特別なニーズに対応できる放課後等デイサービス等や障害児相談支援事業所の不足が指摘されています。

量の確保とともに、専門性、相談支援、インクルージョン*、医療的ケア児*支援の充実が課題となっています。

目標値達成のための方策

・市こども発達センターの中核機能を生かし、障害児通所支援事業所、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、医療機関等との相互理解、信頼関係の構築を進め、連携を強化します。
・放課後等デイサービス等について、利用ニーズと特別な支援ニーズを把握し、事業者への情報提供や参入・受入体制の充実を図ります。
・重症心身障がい児及び医療的ケア児*については、医療的ケア児*等支援のための関係機関による協議の場と医療的ケア児等コーディネーター*を活用し、圏域を含め必要な事業所・社会資源*を確保します。
・障害児相談支援の充実を図り、本人・家族に伴走する相談支援とインクルージョン*を推進します。

5 地域生活支援の充実

国の基本指針*（令和9（2027）年度から令和11（2029）年度）

・令和11（2029）年度末までに地域生活支援拠点等*を整備し、市の全ての日常生活圏域を支援対象とする。

・拠点コーディネーター及び機能を担う事業所等の担当者を配置し、年１回以上、支援実績を踏まえ運用状況を検証・検討する。

・令和11（2029）年度末までに強度行動障害*の状態にある者の支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。

≪市の目標≫

・成果目標

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討	１回	市が整備している地域生活支援拠点等*が、障がいのある人の地域生活を支える機能を継続的に発揮できるよう、地域自立支援協議会*で運用状況の検証・検討を行うことを目標とする。
強度行動障がい*の状態にある者への支援体制の充実	１回	強度行動障がい*の状態にある人が、地域で適切な支援を受けられるよう、支援ニーズの把握と関係機関が連携した支援体制の整備について、年１回の検討実施を目標とする。

・活動指標

項目	令和９年度（２０２７）	令和１０年度（２０２８）	令和１１年度（２０２９）
地域生活支援拠点等*の設置箇所数	１か所（面的整備）	１か所（面的整備）	１か所（面的整備）
拠点コーディネーターの配置人数	１人	１人	１人
地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討の実施回数	１回	１回	１回

市の現状と課題

地域生活支援拠点等*を設置し、市地域自立支援協議会*において運用状況の検証を行うとともに、拠点コーディネーター配置を通じて機能充実を進めています。

基礎調査の事業所ヒアリングでは、移動支援、行動援護、短期入所（ショートステイ）、共同生活援助（グループホーム）、同行援護の供給不足や、入浴・排泄等の身体介護に対応できるヘルパー不足が指摘されています。

障がい者の重度化・高齢化を踏まえ、障がいのある方への地域での生活を継続するため、相談、緊急時対応、体験の機会、住まい、移動・介護支援をつなぐ拠点機能を強化するとともに、強度行動障がい*への専門的な支援ニーズ、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」の生活を見据えた対応体制を整えることが課題となっています。

目標値達成のための方策

・地域生活支援拠点等*のコーディネーターを中心に、相談支援、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成の各機能を点検し、年１回以上、運用状況を検証します。

・短期入所・共同生活援助・訪問系サービス・移動支援等の不足状況を把握し、事業所間の連携や新規参入促進を図ります。

・強度行動障がい*の状態にある人については支援ニーズを把握し、専門人材の育成と関係機関による支援体制の整備を進めます。

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針*（令和9（2027）年度から令和11（2029）年度）

・令和11（2029）年度末までに全市町村で、基幹相談支援センター*、地域生活支援拠点等*及び協議会を設置・整備し、相互に連携させる。

・基幹相談支援センター*が地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保し、協議会運営にも関与する。

・令和11（2029）年度末までに、本人が望まないセルフプラン*の件数をゼロとする。

≪市の目標≫

・成果目標

項目	目標値	考え方
基幹相談支援センター*の設置	設置	基幹相談支援センター*を中心として、総合的な相談体制の充実を図る。
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制確保	確保	個別の事例から地域課題を把握し、サービス基盤の開発・改善に繋げる PDCA*サイクルを機能させるため、事例検討会等を行うなど、地域自立支援協議会*の体制確保を図る。
のぞまないセルフプラン*の件数をゼロにする	0	セルフプラン*に関する分析等を行うとともに、相談支援体制の充実・強化を図る。

・活動指標

項目	単位	令和９年度（２０２７）	令和１０年度（２０２８）	令和１１年度（２０２９）
基幹相談支援センター*の主任相談支援専門員の配置人数	人	1	1	1
基幹相談支援センター*の人材育成等の取組に参加する地域の相談支援事業所の割合	%	90	90	90
基幹相談支援センター*による地域の相談支援事業所支援の取組、個別事例の支援内容の検証回数	回	1	1	1
基幹相談支援センター*による協議会の運営への関与	有無	有	有	有
協議会における相談支援体制専門部会の開催回数	回	4	4	4
個別事例の検討により地域課題を抽出し、支援体制の整備を議題とした回数	回	2	2	2

市の現状と課題

前計画策定時と比較して、相談支援事業所・相談支援専門員の増加がみられる一方、事業者ごとの専門性や経験の差や、障がい児者の増加に伴う相談需要への対応が課題とされています。

市基幹相談支援センター*を中核として、地域の相談支援体制を強化することが求められています。令和6（2024）年度実施の基礎調査では、市基幹相談支援センター*の開設を「知らなかった」とする割合が知的障がい、精神障がいで多かったため、さまざまな方法で周知を実施しています。

相談窓口の周知、相談支援専門員の確保・育成、事業所への専門的助言、関係機関との連携を一層強化することが必要となっています。

目標値達成のための方策

・市基幹相談支援センター*を中核として、相談支援事業所への専門的助言、事例検討、研修等を行い、地域全体の相談支援力を高めます。

・相談支援専門員の確保・育成を進め、計画相談支援の提供体制を拡充し、のぞまないセルフプラン*の解消を図ります。

・市の相談窓口や市基幹相談支援センター*の周知を強化するとともに、市地域自立支援協議会*、地域生活支援拠点等、医療・教育・就労等の関係機関との連携により、複合的な課題にも対応できる体制を整備します。

7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

国の基本指針（令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度）

・都道府県は、市町村と連携し、地域のニーズを踏まえて相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施する。
・都道府県は、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対し、意思決定支援ガイドラインの普及啓発及び研修を実施する。その際、障害当事者が研修講師や研修内容の企画に参画することも考えられる。
・都道府県は、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置することを基本とする。また、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上や、それを通じた職場環境改善・経営改善を支援する関係者の協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。

≪市の目標≫

項目	目標値	考え方
障害福祉人材の確保・定着及び資質向上	推進	県等が実施する専門人材養成研修等の活用・参加を促進し、障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援及び地域生活支援事業に従事する市内の障害福祉人材の確保・定着と資質向上を図る。
意思決定支援*の適切な実施	推進	意思決定支援*に関するガイドラインや研修等の周知・活用を進め、本人の意思を尊重した支援の充実を図る。
当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の推進	推進	国・県の支援策を活用し、ICT*・介護テクノロジー、業務改善等に関する情報提供を行い、職員の負担軽減と支援の質の向上を促進する。 また、県の人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口等の活用を推進し、市内事業者の安定的・継続的なサービス提供を支援する。

市の現状と課題

市では、相談支援専門員の確保・育成や、強度行動障がい、医療的ケア児等に対応する専門人材の確保が課題となっています。

また、基礎調査の事業所ヒアリングでは、特別なニーズに対応できる専門人材や、身体介護等に対応できるヘルパーの不足が指摘されています。

今後も必要な障害福祉サービスを安定的に提供するため、人材の確保・定着と資質向上に加え、業務の効率化や事業者間の連携を通じ、支援の質と持続可能なサービス提供体制を両立することが必要となっています。

目標値達成のための方策

・県、基幹相談支援センター*、地域自立支援協議会*、その他関係機関等と連携し、相談支援専門員をはじめとする障害福祉人材の育成のため、研修の企画や講師としての当事者の参画も検討しながら、研修機会の確保を進めます。
・国・県の支援策やガイドライン等を事業者へ周知し、ICT*・介護テクノロジーの活用、業務手順の見直し等による支援者の負担軽減とケアの充実に向けた取組を促進します。
・福祉人材の確保に関する協議の場を設け、市内の事業者間の情報共有・連携・協働を促進するとともに、経営や人材確保に関する支援情報を提供し、地域で必要なサービスを継続して提供できる体制づくりを進めます。

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針*（令和9（2027）年度から令和11（2029）年度）

・令和11（2029）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

・障害福祉サービス等情報公表制度について、都道府県・政令市・中核市の管内事業所の公表率・更新率を 100%とする。

≪目標≫

・成果目標

項目	目標値	考え方
サービスの質向上のための体制	構築	利用状況の把握・検証、請求過誤防止、事業者との情報共有等を行う体制を構築する。

・活動指標

項目	単位	令和９年度（２０２７）	令和１０年度（２０２８）	令和１１年度（２０２９）
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	人	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム*（審査支払当システム）等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	回	1	1	1

市の現状と課題

県が行う障害福祉サービス等に係る研修の参加、審査支払等システムの結果分析、児童発達支援センターによる事業所との連携、助言、地域生活支援拠点での職員研修等により、サービスの質の向上に取り組んでいます。

基礎調査では、障がい児の保護者が療育施設や行政に求める事項として「支援の専門性や質の向上」が57.9%と最も高く、事業所ヒアリングでも特別なニーズに対応できる事業所や専門人材の不足が指摘されています。

サービス量の確保だけでなく、情報公表、研修、事業所支援、請求・運営状況の検証を通じ、利用者本位のサービスの質を継続的に評価・改善する仕組みづくりが課題となっています。

目標値達成のための方策

・県が行う指定・指導、情報公表制度、研修等と連携し、市内事業所に情報公表内容の適切な更新や研修参加を促します。

・千葉県国民健康保険団体連合会の審査支払結果等を活用して請求上の傾向や課題を把握し、必要に応じて事業所へ情報提供します。

・市こども発達センター、市基幹相談支援センター*、地域生活支援拠点等*による助言・研修・事例検討を通じて専門性を高め、利用者・家族の意見や相談内容も踏まえながら、サービスの質を継続的に点検・改善する仕組みを構築します。